

世帯収入（所得）については、次の1又は2により判定します。
また、3の控除要件に該当する者がいれば3により判定します。

1 世帯収入（所得）要件については、次のとおりです。

(1) 世帯全員の収入が給与収入のみ の場合	(2) 世帯員の収入に給与収入以外の 収入がある場合
世帯全員の収入の合計額が500万 円以内	世帯全員の所得の合計額が350万 円以内

2 世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入（所得）要件については、
次のとおりです。

扶養親族数	(1) 世帯全員の収入が給与 収入のみの場合	(2) 世帯員の収入に給与収 入以外の収入がある 場合
1人の場合	世帯全員の収入の合計額が 550万円以内	世帯全員の所得の合計額が 390万円以内
2人の場合	世帯全員の収入の合計額が 600万円以内	世帯全員の所得の合計額が 430万円以内
3人以上の場合	世帯全員の収入の合計額が 700万円以内	世帯全員の所得の合計額が 510万円以内

3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合は、その世帯の所得を次のとおり
控除します。

なお、世帯収入が給与収入のみの場合、世帯収入（所得）要件を1の(2)及
び2の(2)により算定します。

控除要件	控除額
(1) 満60歳以上の者がいる場合	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 10万円所得を控除 する
(2) 障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の3級～6級に該当するとき イ 療育手帳のB1又はB2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当 するとき	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 27万円所得を控除 する
(3) 特別障がい者 以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合 ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき イ 療育手帳のA1又はA2に該当するとき ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき	世帯全員の所得の合 計額から1人当たり 40万円所得を控除 する